

「ひたち子どもプラン2020」点検・評価報告書  
(令和3年度事業)

令和4年12月

【日立市保健福祉部】 子ども局子育て支援課  
子ども局子ども施設課  
健康づくり推進課

【日立市教育委員会】 生涯学習課

## 目次

I	「ひたち子どもプラン2020」の点検・評価について	
1	目的	1
2	計画の進捗状況の管理（実施状況等の点検・評価・計画の見直し）	1
3	点検及び評価の基本的な考え方	1
4	点検・評価の進め方（各事業担当課による自己評価）	1
5	点検・評価のスケジュール	2
II	「ひたち子どもプラン2020」点検・評価一覧表（令和3年度事業）【概要】	4
III	「ひたち子どもプラン2020」点検・評価一覧表（令和3年度事業）【詳細】	6
1	教育・保育	
(1)	1号認定（満3歳以上 保育の必要性なし）	6
(2)	2号認定（満3歳以上 保育の必要性あり）	6
(3)	3号認定（満3歳未満 保育の必要性あり）	6
2	地域子ども・子育て支援事業	
(1)	利用者支援事業	7
(2)	地域子育て支援拠点事業	7
(3)	時間外保育事業	7
(4)	一時預かり事業	7
(5)	病児保育事業	8
(6)	妊婦健康診査事業	8
(7)	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	8
(8)	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（新・放課後子ども総合プラン）	8
(9)	養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	9
(10)	子育て短期支援事業（ショートステイ）	9
(11)	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	9
3	母子保健事業	
(1)	不妊治療費助成	10
(2)	不育症治療費助成	10
(3)	産後ケア	10
(4)	乳児健康診査 第1回（3～6か月）	10
(5)	乳児健康診査 第2回（9～11か月）	10
(6)	幼児健康診査 1歳6か月児健康診査	10
(7)	幼児健康診査 3歳児健康診査	10
(8)	予防接種 4種混合	10
(9)	予防接種 麻しん風しん（1期）	10
(10)	乳児1か月健康診査	10
(11)	幼児健康診査等事後指導教室（のびっこくらぶ）	11
(12)	幼児健康診査等事後相談（のびのび相談）	11
(13)	幼児健康診査等事後指導（発達相談支援）	11
(14)	妊婦訪問	11
(15)	幼児訪問	11
(16)	いのちの教育 小学校	12
(17)	いのちの教育 中学校	12
(18)	ライフプラン教育 高等学校	12
(19)	食育推進事業	12
(20)	歯と口の健康教育	12
(21)	がん予防・生活習慣病予防教育	12

# I 「ひたち子どもプラン2020」の点検・評価について

## 1 目的

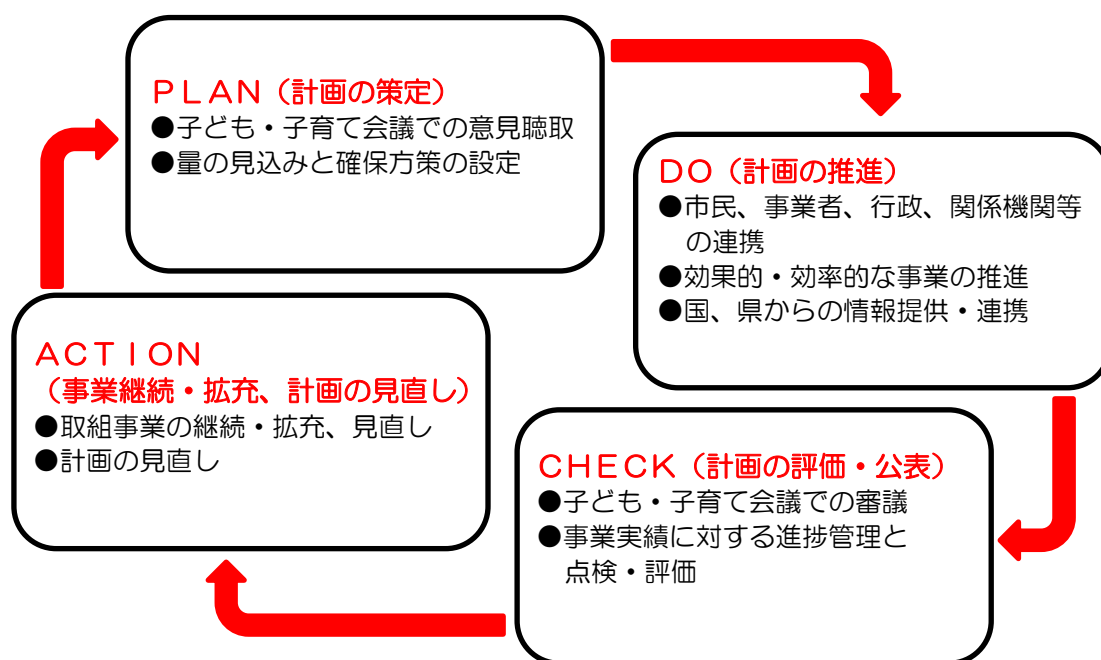
日立市子ども・子育て支援計画で定めた5年間の量の見込みと確保方策に基づき、各事業の進捗状況の点検・評価を行い、計画的に施設・事業を提供するとともに、各種の子ども・子育て支援施策を着実に推進するため実施する。

## 2 計画の進捗状況の管理（実施状況等の点検・評価・計画の見直し）

計画の推進体制を構築し、PDCAサイクルを確保する。

各年度において、本計画に基づく施策の実施状況等について点検、評価するため、日立市子ども・子育て会議を定期的を開催し、その結果を公表する。

また、計画開始後、人口推計を上回る乳幼児人口の増加や、教育・保育ニーズの推移などにより、計画上の量の見込みと実際の需要に乖離が生じる事態が発生した場合には計画の見直しを行う。



## 3 点検及び評価の基本的な考え方

国が示している子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえ、日立市子ども・子育て支援計画第5章に掲げる「教育・保育等の量の見込みと確保方策」について、計画上の施策・事業の状況、実績数値などを基に点検・評価を行うこととし、日立市子ども・子育て会議に報告し、必要に応じて改善を図る。また、その結果を市ホームページ等で公表する。

## 4 点検・評価の進め方（各事業担当課による自己評価）

次の2つの評価を行う。

(1) 実数や利用希望者等に対して十分なサービス提供体制が整っていたのかを4段階で点検・評価をする。

A：対象者や利用希望者に対して、利用可能な体制を整えていた。（利用希望者等の85%以上が利用できる状況にあった）

B：対象者や利用希望者に対して、ほぼ利用可能な体制を整えていた。（利用希望者等の70%以上85%未満が利用できる状況にあった）

C：対象者や利用希望者に対して、利用可能な体制を一部整えられていなかった。（利用希望者等の50%以上70%未満が利用できる状況にあった）

D：対象者や利用希望者に対して、利用可能な体制が整えられていなかった。（利用希望者等の50%未満しか利用できない状況にあった）

(2) 施策の計画数値と実績数値等を比較し、5段階で点検・評価をする。

S：計画以上に進んでいる（計画値に対する実績が100%を超えている）

A：計画どおりに進んでいる（計画値に対する実績85%以上100%以下）

B：ほぼ計画どおりに進んでいる（計画値に対する実績70%以上85%未満）

C：計画より若干遅れている（計画値に対する実績50%以上70%未満）

D：大幅に遅れている（計画値に対する実績50%未満）

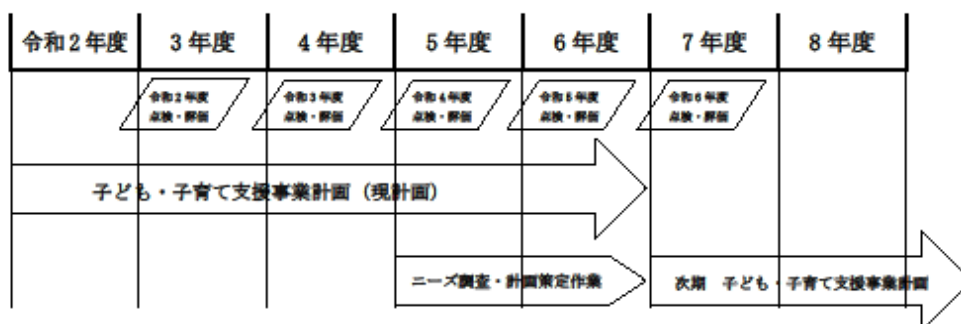
(3) 子ども・子育て会議委員からの御意見

(1) 及び (2) の各事業担当課による自己評価に対する各委員から御意見をいただく。（会議資料として、委員からの主な御意見を評価シートに併記する。）

(4) 計画の見直し

計画を進めていく上で、人口推計、需要など直近の実績等から計画を見直す必要が生じた場合は、計画の中間年（令和4年度）を目安に、子ども・子育て会議で審議の上、見直し後の調整数値として評価シートに併記する。

## 5 点検・評価のスケジュール



## 【参 考】計画策定にかかる国の基本方針（※）

（※）教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な方針（内閣府告示第159号（平成26年7月2日付け））

### 子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

市町村及び都道府県は、各年度において、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）や、これに係る費用の使途実績等について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施すること。この場合において、公立の教育・保育施設に係る施策の実施状況等についても、その対象とする必要があることに留意が必要である。この際、この一連の過程を開かれたものとするため、地方版子ども・子育て会議を活用することが望まれる。

評価においては、個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価することが重要である。子ども・子育て支援の推進においては、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要であり、このような取組を評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、点検及び評価を行い、施策の改善につなげていくことが望まれる。

法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、（略）当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。都道府県においても、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、都道府県子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。なお、この場合において見直し後の子ども・子育て支援事業計画の期間は、当初の計画期間とすること。

## II 「ひたち子どもプラン2020」点検・評価一覧表(令和3年度事業)【概要】

評価は、利用希望者等に対してサービス提供体制が整っていたかについて、次の4段階で評価した。

A	対象者や利用希望者に対して、利用可能な体制を整えていた。(利用希望者等の85%以上が利用できる状況)
B	対象者や利用希望者に対して、ほぼ利用可能な体制を整えていた。(利用希望者等の70%以上85%未満が利用できる状況)
C	対象者や利用希望者に対して、利用可能な体制を一部整えられていなかった。(利用希望者等の50%以上70%未満が利用できる状況)
D	対象者や利用希望者に対して、利用可能な体制が整えられていなかった。(利用希望者等の50%未満しか利用できない状況)

### 1 教育・保育事業

	事業名	事業概要	担当課	評価
(1)	1号認定 (満3歳以上 保育の必要性なし)	(幼稚園等を利用する方)満3歳以上の小学校入学前の児童で主に保育の必要性がないときに認定する。	子ども施設課	A
(2)	2号認定 (満3歳以上 保育の必要性あり)	(保育園や認定こども園を利用する方)満3歳以上小学校入学前の児童で保育の必要があるときに認定する。	子ども施設課	A
(3)	3号認定 (満3歳未満 保育の必要性あり)	(保育園や認定こども園を利用する方)3歳未満の児童で保育の必要があるときに認定する。	子ども施設課	A

### 2 地域子ども・子育て支援事業(子ども・子育て支援交付金対象事業)

	事業名	事業概要	担当課	評価
(1)	利用者支援事業	幼稚園・保育園や地域の子育て支援事業などの必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や相談・支援などを行う事業	子育て支援課 健康づくり推進課	A
(2)	地域子育て支援拠点事業	子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する事業	子育て支援課 子ども施設課 健康づくり推進課	A
(3)	時間外保育事業 (※延長保育事業)	保育園及び認定こども園等で、施設が設定した利用日及び利用時間以外の日及び時間に保育を実施する事業	子ども施設課	A
(4)	一時預かり事業【一般型】 (一時保育、預かり保育)	家庭における保育が一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かり、必要な保育を行う事業	子育て支援課 子ども施設課	A
	一時預かり事業【幼稚園型】 (一時保育、預かり保育)	家庭において保育が一時的にできない幼稚園等の在園児を教育時間終了後に引き続き預かり、必要な保育を行う事業	子ども施設課	A
(5)	病児保育事業(病後児対応型)	病気または病回復期にあるため集団保育ができない子どもを、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業	子育て支援課 子ども施設課	A
(6)	妊婦健康診査事業	妊婦の健康を保ち、安心して出産できるよう、妊婦に対する健康診査を実施する事業	健康づくり推進課	A
(7)	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問)	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに子育てについての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業	健康づくり推進課	A
(8)	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	放課後や学校休業日に、保護者が就労等により家庭にいない児童に遊びや生活の場を提供する事業	教育委員会生涯学習課	A
	放課後児童健全育成事業 (新・放課後子ども総合プラン)	全ての就学児童等が放課後等を安全・安心に過ごし、学習活動等を行う事業	教育委員会生涯学習課	A
(9)	養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	育児ストレス、望まない妊娠、虐待の恐れがあるなど、支援が特に必要な家庭の居宅を訪問し、養育に関する指導、助言を行う事業	子育て支援課	A
(10)	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	保護者が、疾病・疲労などにより児童の養育が困難となった場合等に、適切に保護できる児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業	子育て支援課	A
(11)	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行う者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業	子育て支援課	A

### 3 母子保健事業

	事業名	事業概要	担当課	評価
(1)	不妊治療費助成	特定不妊治療(体外受精、顕微授精)に要した費用の一部を助成、及び不妊及び不妊治療に関する相談対応を行う。	健康づくり推進課	A
(2)	不育症治療費助成	保険外医療を行った不育症検査及び治療に要した費用を助成する。また、不育症及び不育症治療に関する相談対応を行う。	健康づくり推進課	A
(3)	産後ケア	出産後4か月以内の支援者がいない、育児不安のある方を対象に、医療機関や助産所で、宿泊、日帰り、訪問による心身のケアなどを行う。	健康づくり推進課	A
(4)	乳児健康診査 第1回(3～6か月)	生後1歳未満までの乳児に健康診査を実施し、乳児の健康増進を図る。前期(生後3～6か月)、後期(生後9～11か月)の各1回を県内の医療機関に委託して行う。	健康づくり推進課	A
(5)	乳児健康診査 第2回(9～11か月)		健康づくり推進課	A
(6)	幼児健康診査 1歳6か月児健康診査	健康診査により、運動機能、精神発達、視聴覚障害等の異常の発見、早期療育を図る。また、基本的な生活習慣の自立等について適切な保健指導や母親の育児支援を行う。	健康づくり推進課	A
(7)	幼児健康診査 3歳児健康診査	医師・歯科医師等による健康診査及び視聴覚、尿検査を実施する。また保健師等による個別指導や母親の育児支援を行う。	健康づくり推進課	A
(8)	予防接種 4種混合	百日咳・ジフテリア・破傷風・ポリオ(4種混合)のうち、特に乳児に係ると重症化しやすい百日咳を防ぐため、生後3か月から接種を行う。	健康づくり推進課	A
(9)	予防接種 麻疹風しん(1期)	はしかと風しんを予防するために、1歳から2歳に至る幼児を対象に接種を行う。	健康づくり推進課	A
(10)	乳児1か月健康診査	疾病を早期に発見し治療につなげるとともに、産後早期から母子への支援を実施するため、生後1か月の健康診査を実施する。	健康づくり推進課	A
(11)	幼児健康診査等事後指導(のびっこくらぶ)	小集団の中での遊びやふれあいを通し、子どもの身体、精神、言語、情緒行動面の成長・発達を促すよう、保護者に子どもとの関わり方を指導、助言する。	健康づくり推進課	A
(12)	幼児健康診査等事後指導(のびのび相談)	幼児期の不安について希望により保育相談、発達相談を行う。	健康づくり推進課	A
(13)	幼児健康診査等事後指導(発達相談支援)	小児神経専門医の診察及び指導により障害の早期発見に努めるとともに、必要により療育につなげる。	健康づくり推進課	A
(14)	妊婦訪問	保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士が訪問による個別支援を行う。	健康づくり推進課	A
(15)	幼児訪問		健康づくり推進課	A
(16)	いのちの教育 小学校	思春期の子を対象に乳幼児とのふれあいや育児体験等の機会を通じて自他の生命を尊ぶ気持ちを育て家族の姿を認識できるよう支援する。また、思春期の子を持つ親等を対象に健康教育を実施し、思春期の現状や対応の仕方についての知識を普及する。	健康づくり推進課	A
(17)	いのちの教育 中学校		健康づくり推進課	A
(18)	ライフプラン教育 高等学校		健康づくり推進課	A
(19)	食育推進事業	小学生・中学生の健全な発育を目指して望ましい食生活をすすめる支援をする。	健康づくり推進課	A
(20)	歯と口の健康教育	市内の中学生を対象に歯周病についての基礎的な知識と喫煙の害について正しい知識の普及を図る。	健康づくり推進課	A
(21)	がん予防・生活習慣病予防教育	がん予防・生活習慣病を予防するための講話を実施する。	健康づくり推進課	A

※「2 地域子ども・子育て支援事業」の(6)・(7)で評価をしている事業(2件)を除く

Ⅲ ひたち子どもプラン2020」点検・評価報告書（令和3年度事業）（詳細）

1 教育・保育

※自己評価 上段：実績に対する評価  
下段：計画値に対する評価

区分	NO	事業名	事業概要	担当課	内訳	R6年度計画値		令和3年度						
						計画値	実績	評価	特記事項	委員意見				
第5章 教育・保育等の 「量の見込み」 と「確保方策」 計画書P95～	(1)	1号認定 (満3歳以上 保育 の必要性なし)	1号は、満3歳以上小学校入 学前の児童で保育の必要性が ないときに認定する。なお、 保護者の就労等で保育の必要 性があっても、幼稚園や認定 こども園の入園を希望する (2号認定教育二ス)とき においても認定する。	子ども施設課	1号認定	1号認定	1号認定	A (100%)	〈実績〉利用児童数は、利用定員の範囲内となっているが、 利用児童数が利用定員を大幅に下回っている園がある。	【1号・2号・3号認定】 ・保育希望の想定数に対し、認定こども 園等施設整備、量の設定をクリアし、待 機児童ゼロに限りなく近づけていること を、評価する。 今後は保育の質に対し、目を向ける指標 の設定が必要だと思う。子どもの育つ場 が、豊かであるために、現場の声をきち んと吸い上げ対応する体制の構築を、評 価項目に取り入れていく必要があると考 える。				
					3～5歳学校教育のみ	3～5歳学校教育のみ	3～5歳学校教育のみ							
					量①(人)	1,083	1,354				1,293			
					利用者数(人)	-	-				1,293			
					確保方策 ※利用定員 (人)	保育園・幼稚園・認定こども園	2,108				2,163	1,948		
					地域型保育事業	-	-				-			
	確保方策の合計②	2,108	2,163	1,948	A (90.1%)	〈計画値〉定員と利用者数の差が大きいことから、公立幼稚 園の定員見直し(適正配置)を進めている。								
	②-①(人)	1,025	809	655										
	2号認定	2号認定	2号認定											
	(2)	2号認定 (満3歳以上 保育 の必要性あり)	2号は、保育園や認定こども 園を利用する際に、満3歳以 上小学校入学前の児童で保育 の必要性があるときに認定す る。	子ども施設課	2号認定	2号認定	2号認定	A (99.5%)	〈実績〉待機児童は、年度当初はゼロであるが、年度末にお いて1人発生している。(翌年度4月1日ではゼロとなってい る。)	【2号・3号認定】 ・現場の保育士が、児童の想いや欲求を 満たす納得のいく保育をできるようアン ケートを取ったり、多くの児童を預かる 上でどんな環境が望ましいか等の意見を 吸い上げることができると良い。				
					3～5歳保育の必要あり	3～5歳保育の必要あり	3～5歳保育の必要あり							
					量①(人)	1,624	1,541				1,649			
					利用者数(人)	-	-				1,640			
					確保方策 ※利用定員 (人)	保育園・幼稚園・認定こども園	1,626				1,551	1,456		
					地域型保育事業	-	-				-			
確保方策の合計②	1,626	1,551	1,456	A (93.9%)	〈計画値〉確保方策について、計画値を下回っているが、利 用定員の弾力化により、定員を上回って受け入れている園も あり、二スに応じた柔軟な対応ができた。 また、保育園において、定員増を図った。									
②-①(人)	2	10	△193											
3号認定	3号認定	3号認定												
(3)	3号認定 (満3歳未満 保育 の必要性あり)	3号は、満3歳未満の児童で 保育の必要性があるときに認 定する。	子ども施設課	3号認定	3号認定	3号認定	A (87.8%)	〈実績〉待機児童は、年度当初はゼロであるが、年度末にお いて25人発生している。(翌年度4月1日ではゼロとなってい る。)	〈計画値〉確保方策について、計画値を下回っているが、利 用定員の弾力化により、定員を上回って受け入れている園も あり、二スに応じた柔軟な対応ができた。 また、保育園において、定員増を図った。					
				0歳 保育の 必要あり	1～2歳 保育の 必要あり	0歳 保育の 必要あり				1～2歳 保育の 必要あり	0歳 保育の 必要あり	1～2歳 保育の 必要あり		
				量①(人)	305	889				276	884	300	972	
				利用者数(人)	-	-				-	-	215	902	
				確保方策 ※利用定員 (人)	保育園・幼稚園・認定こども園	287				845	270	833	252	761
				地域型保育事業	18	44				18	44	-	-	
確保方策の合計②	305	889	288	877	252	761	A (87.0%)							
②-①(人)	0	0	12	△7	△48	△211								

※計画値…平成30年度に実施した二ス調査の結果に基づき、国が示した算出シートを用いて算出

※自己評価上段(実績に対する評価)…実数や利用希望者等に対して十分なサービス提供体制が整っていたのかを4段階で評価

実績に対する評価 = 利用者数 ÷ 量

- A 対象者や利用希望者に対して、利用可能な体制を整えていた(利用希望者等の85%以上が利用できる状況)
- B 対象者や利用希望者に対して、ほぼ利用可能な体制を整えていた(利用希望者等の70%以上85%未満が利用できる状況)
- C 対象者や利用希望者に対して、利用可能な体制を一部整えられていなかった(利用希望者等の50%以上70%未満が利用できる状況)
- D 対象者や利用希望者に対して、利用可能な体制が整えられていなかった(利用希望者等の50%未満しか利用できない状況)

※自己評価下段(計画値に対する評価)…施策の数値目標に対する実績数値等を比較し5段階で評価

計画値に対する評価 = 確保方策の合計実績 ÷ 確保方策の合計計画値

- S 計画以上に進んでいる(計画値に対する実績が100%超)
- A 計画どおりに進んでいる(計画値に対する実績85%以上100%以下)
- B ほぼ計画どおりに進んでいる(計画値に対する実績70%以上85%未満)
- C 計画より若干遅れている(計画値に対する実績50%以上70%未満)
- D 大幅に遅れている(計画値に対する実績50%未満)



区分	NO	事業名	事業概要	担当課	R6年度計画値	令和3年度				
						計画値	実績	評価	特記事項	委員意見
第5章 教育・保育等の 「量の見込み」と「確保方策」 計画書P100 ～	(1)	利用者支援事業	<p>子育て家庭が、幼稚園・保育園等の施設や、地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や相談・支援などを行う事業です。</p> <p>【類型】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「基本型」：教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう支援を行う。利用者支援と地域連携の2つの柱で構成している。</li> <li>・「母子保健型」：保健センターで実施。保健師等の専門職が、妊娠から子育て期の相談に応じ支援を行うとともに、支援プランの策定なども行う。</li> <li>・「特定型」：市の窓口で実施。保育サービス等に関する相談に応じ、情報提供や利用に向けての支援を行う。</li> </ul> <p>〈確保内容〉基本型・特定型・母子保健型の3か所を継続して実施する計画としている。</p>	子育て支援課	【設置か所数】 3か所	3か所	3か所	<p>A</p> <p>A (100%)</p>	<p>〈実績〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所（子育て支援課・子ども施設課）窓口（特定型）、子どもセンター（基本型）、保健センター（母子保健型）の3か所で行っている。専門の相談員を配置し、妊娠期からの相談支援、教育・保育や地域子育て支援事業等を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を進めた。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、オンラインを活用した相談事業を実施している。</li> <li>（参考）子どもセンター（基本型）は、土日祝日も相談窓口を開設している。</li> </ul> <p>〈計画値〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本型である子どもセンター、特定型である市役所窓口、母子保健型である保健センターの3か所で子育て世代包括支援センター「すこやかひたち」の事業を継続して実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て世代包括支援センター3か所がオンライン相談実施を含めてしっかりと機能し始めていることを評価する。子どもセンターでは土、日、祝日も開設、相談体制が強化されていることを評価する。</li> <li>・コロナが収束しない中、子育て支援の現場は要請に従い利用を半数に抑え、予約制、時間制限の中で工夫しながら対応している。いまだコロナ禍ではあるが、利用者の要望に応えるためにも、制限等の見直しの検討を積極的に進めてほしい。</li> </ul>
	(2)	地域子育て支援拠点事業	<p>子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する事業です。事業内容としては、①交流の場の提供・交流促進 ②子育てに関する相談・援助 ③地域の子育て関連情報提供 ④子育てや子育て支援に関する講習等を実施します。</p> <p>〈令和3年度の実施場所〉 子援：子どもセンター、子どもすくすくセンター、十王交流センター、南部図書館 子施：幼児施設18か所（うち公立3）</p>	子育て支援課 子ども施設課	【実施回数】 2,371回/月	2,732回/月	1,504回/月	<p>A</p> <p>A (100%)</p>	<p>〈実績〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施回数については、新型コロナウイルスの感染防止対策として、人数を制限して受入れを行っているため計画値を下回っている。</li> </ul> <p>〈計画値〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安、悩みを共有できる場として定着している。</li> <li>・子どもセンター等の公共施設4か所、公立保育園1か所、公立認定こども園2か所、私立保育園6か所、私立認定こども園9か所の計22か所が設置されている。</li> </ul>	
	(3)	時間外保育事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園及び認定こども園等で、施設が設定した利用日及び利用時間以外の日及び時間に保育を実施する事業です。</li> </ul> <p>〈確保内容〉保育の利用希望時間や労働時間などを考慮し、量を確保する。</p>	子ども施設課	【実施か所数】 30か所	30か所	32か所	<p>A</p> <p>S (106.7%)</p>	<p>〈実績・計画値〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者については、保育短時間認定（最大8時間まで利用可能）の者が、本人の申出等により標準時間認定（最大11時間まで利用可能）に切り替えることで、時間外保育を利用せずに通常の保育時間内で利用している場合もあるため、見込みに比べて利用者数が少なくなっている。</li> <li>・なお、保育園、認定こども園で時間外保育を実施できる体制は整っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・標準時間認定（最大11時間）が認められたことで、時間外保育利用者が減少していることは、利用者にとってよいことと評価する。</li> <li>・時間外保育実施できる園が32か所と体制が整ってきていることを評価する。今後、保育園、幼稚園等、保育士をはじめ、現場の負担が大きくなりすぎないように十分に留意し、体制整備を進めてほしい。</li> </ul>
	(4)	一時預かり事業	<p>【一般型】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の用事や育児疲れ、リフレッシュ等のため、家庭における保育が一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。</li> </ul> <p>〈確保内容〉実施箇所は現在の実施事業者を維持しつつ、ファミリー・サポート・センターやトワイライトステイを含め対応を図る。</p> <p>〈令和3年度の実施場所〉公私立保育園、私立認定こども園、子どもすくすくセンター、日照養徳園</p>	子育て支援課 子ども施設課	【実施か所数】 18か所	18か所	19か所	<p>A</p> <p>S (105.6%)</p>	<p>〈実績〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施園については、ほぼすべて利用できている。</li> <li>・保育園等に通っていない保護者が利用しているが、保育園に入園する年齢が早まってきているため、利用者は減少傾向にある。</li> </ul> <p>〈計画値〉</p> <p>【子育て支援課：すくすくセンター等での利用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施か所数は計画通り（2施設）であった。利用者数は見込みより2割ほど少ないが、待機とはなっていない状況から、育児疲れの解消やリフレッシュを想定した利用が、拠点事業等の利用により補われていると考えられる。</li> </ul> <p>【子ども施設課：幼児施設での利用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般型については、私立保育園8園、私立認定こども園5園、公立保育園4園で実施している。</li> </ul>	
		<p>【幼稚園型】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の用事や仕事、リフレッシュ等で、家庭において保育が一時的にできない幼稚園又は認定こども園の在園児を教育時間終了後に引き続き預かり、必要な保育を行う事業です。</li> </ul> <p>〈確保内容〉認定こども園に移行する園でも実施する。</p> <p>〈実施場所〉公私立幼稚園、公私立認定こども園</p>	子ども施設課	【実施か所数】 19か所	19か所	23か所	<p>A</p> <p>S (121.1%)</p>	<p>〈実績〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施園については、ほぼすべて利用できている。</li> </ul> <p>〈計画値〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園型については、私立幼稚園全園、私立認定こども園10園、公立幼稚園3園、公立認定こども園2園で実施している。</li> </ul>		

区分	NO	事業名	事業概要	担当課	R6年度計画値	令和3年度				
						計画値	実績	評価	特記事項	委員意見
(5)	病児保育事業	保護者の就労などにより保育を必要とする子どもが病気または病後回復期にあるため集団保育ができないときに、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。 【その他の類型】 ・病児対応型 ・体調不良児対応型 ・非施設型（訪問型）  〈確保内容〉令和6年度末までに、病児対応型の開設を目指す	子育て支援課 子ども施設課	【実施か所数】 ・病児対応型 1か所 ・病後児対応型 6か所 ・体調不良児型 1か所 ・ファミリーサポートセンター 1か所	・病後児対応型 6か所 (私立保育園・認定こども園・すくすく) ・体調不良児型 1か所 ・ファミリーサポートセンター 1か所	A	・病後児対応型 6か所 (私立保育園・認定こども園・NPO) ・体調不良児型 1か所 ・ファミリーサポートセンター 1か所	A (88.9%)	〈実績・計画値〉 ・病後児対応型については、私立の保育園・認定こども園5か所と民間施設1か所、さらには、ファミリー・サポート・センターによる相互援助活動により確保している。 ・また、体調不良児型については、通所中に体調不良となった在園児を保護者が迎えに来るまでの間預かっている。 ・今後は、病児対応型の実施に向けた調整を図っていく必要がある。 ※ファミリー・サポート・センターによる病後児預かりは、自主事業として実施。	
						B (83.9%)				
						A				
(6)	妊婦健康診査事業	妊婦の健康を保ち、安心して出産できるよう、妊婦に対する健康診査を実施する事業です。  〈実施体制〉県医師会・県外医療機関との委託契約により実施	健康づくり推進課	【受診者数】 902人	975人	818人	A	A (83.9%)	〈実績〉 ・令和3年の妊婦健康診査受診券の交付者に対する、妊婦健康診査の第1回受診率は96.1%となっており、すべての妊婦が受診できる体制を整えていた。 〈計画値〉 ・量の見込み量は二重調査によらず、出生数を勘案して受診者の数を算出し、健診回数は1人当たりの平均受診回数(12回)を受診者数に乗じて算出している。受診者数及び回数は、里帰り出産等で県外の医療機関で受診した場合も含まれている。出生数の減少もあり、妊婦健診受診者数は減少している。	・妊婦健康診査受診者が計画の84%にとどまったのは、出生数が見込みを下回ったことが要因であり、出生見込み数の再検討が必要と考えられる。  ・出生数が減少する中ではあるが、体制を維持し、さらに親子への関りを密にし、しっかりと対応していくことを今後も課題としてほしい。
						10,308回				
(7)	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問)	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに子育てについての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。  〈実施体制〉個人委託助産師及び市保健師・助産師・看護師により実施	健康づくり推進課	【訪問実人数(対象者数)】 863人	933人	856人	A	A (91.7%)	〈実績〉 ・令和3年の訪問対象者は868人で、訪問率は98.6%であった。転出や長期入院等で訪問が難しい状況を除き、ほぼすべての乳児世帯への訪問を行った。 〈計画値〉 ・見込み量は二重調査によらず、全戸(訪問率100%)という事業趣旨から、出生数(0歳児推計人口)と同数として算出している。訪問は主に生後2か月から4か月の乳児を対象にしているため、出生数と訪問対象者数には約2か月のずれが生じており、その点を考慮しても、訪問実績は計画どおりに進んでいる。	
(8)	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	放課後や学校休業日に、保護者が就労等により家庭にいない児童に遊びや生活の場を提供する事業です。  〈確保内容〉公設放課後児童クラブの定員拡大及び民間事業への支援。 ※施設数は、年度当初に受入可能な箇所数。複数の教室を利用する場合には部屋ごとにカウントしています。	生涯学習課	【登録数】 1,533人	1,454人	1,469人	A	S (138.7%) ※施設数	〈実績〉 ・厚生労働省の通知に基づき、コロナ禍であっても、感染の予防に留意した上で、児童クラブは原則として開所した。 ・令和3年4月1日現在、待機児童数0人。  〈計画値〉 ・児童クラブのニーズの増加に対応するため、学校との連携を図り、余裕教室をクラブ室として利用するなど、クラブ室の確保に努めた。また、市報やホームページ、JWAY等を活用し、支援員の確保に努めた。  ※(参考)公設児童クラブは、令和元年度から「預かり時間の延長(最大19時まで)」と「対象学年の拡大(6年生まで)」を実施。また、令和2年度から部屋の整備が済んでいて、支援員の確保が整ったクラブは2単位目を運営している。	・コロナ禍の中、学校やクラスが休みとなる中であっても運営を継続していた児童クラブの存在は、働く親にとって大きなよりのところとなっている。  ・令和4年度から運営を外部委託したことによるメリット、デメリットを検証し、施設整備を進め、事業を推進してほしい。
						公設31か所	公設43か所(24か所+2部屋目の整備) ※支援の単位は24か所。			
						民間10か所	民間10か所			
(8)	放課後児童健全育成事業 (新・放課後子ども総合プラン)	放課後子ども総合プランは、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童等が放課後等を安全・安心に過ごし、学習活動等を行う事業です。本市では、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な整備を推進します。	生涯学習課	【実施施設数】 25か所	【実施施設数】 13か所	13か所	A	A(100%)	・放課後子ども教室を新たに5か所で開始し、13か所で実施した。 ・放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施に向け、月1回程度の合同活動を予定していたが、新型コロナウイルスの影響により中止となった。	

区分	NO	事業名	事業概要	担当課	R6年度計画値	令和3年度				
						計画値	実績	評価	特記事項	委員意見
	(9)	養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	<p>【養育支援訪問事業】 育児ストレス、望まない妊娠、虐待の恐れがあるなど、支援が特に必要な家庭の居宅を訪問し、養育に関する指導、助言を行う事業です。</p> <p>〈実施体制〉子育て支援課・健康づくり推進課保健師・助産師</p> <p>【子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業】 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関構成員の専門性強化と、地域ネットワーク機関間の連携強化を図る取組をします。</p>	子育て支援課	養育支援訪問事業 【対象人数】 45人	45人	33人	<p>A</p> <p>B (77.8%)</p>	<p>〈実績〉 該当するケースの増減はないが、体制は整っている。</p> <p>〈計画値〉 ・達成率は、実人数のため73%ではあるが、1ケースへの平均訪問回数は5.4回で、最多訪問回数は14回にも及び、定期的に訪問が必要なケースが増えている。 ・子育て世代包括支援センター「すこやかひたち」の開設に伴い、妊産婦ケースの対応が増えている。妊娠前から子育て期まで切れ目ない支援となるため、複数回の訪問となり、支援期間が長期化している。 ・養育が難しい家庭に対しての事業であるので、保健師、子ども家庭相談員等の複数回の訪問支援は必須で事業内容に合っており評価して良い部分である。</p>	
	(10)	子育て短期支援事業（ショートステイ）	<p>保護者が、疾病・疲労などにより児童の養育が困難となった場合等に、適切に保護できる児童養護施設等において養育・保護を行う事業です。</p> <p>〈確保内容〉4施設（乳児院1、児童養護施設3）で実施を予定</p>	子育て支援課	<p>【利用者人数】 42人</p> <p>【委託施設数】 4か所</p>	42人 4か所	2人 4か所	<p>A</p> <p>A (100%)</p>	<p>〈実績〉 2人（2歳児以上） 0人（2歳児未満）</p> <p>〈計画値〉 ・今年度は、実績2人であった。、養育者が急病になりこの制度を利用した2ケースであった。乳児全戸訪問や、健診等で母親の育児疲れをキャッチしている。また、急な家事都合でも利用ができるようにと登録するケースもあった。制度の周知が広がっている。</p>	
	(11)	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	<p>児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行う者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。</p> <p>〈確保内容〉協会員による各種支援事業を実施 ・令和3年度会員数 506人 利用会員335人、協会員169人、両方会員2人</p>	子育て支援課	<p>【一時預かり】 【小学生の放課後預かり】</p> <p>1,500人</p>	1,500人	408人	<p>A</p> <p>D (26.9%)</p>	<p>〈実績〉 ・利用人数は計画値より少ないのは、新型コロナウイルス感染症の影響があると思われるが、利用可能な体制は整えていた。</p> <p>〈計画値〉 ・小学生の利用は少ないが、希望があった場合には利用できる体制は整えている。 ・また、放課後の預かりに関しては、遅くまで開設する児童クラブが増え、ファミサボを利用した小学生の放課後預かりの必要度が低下していることも予想される。</p>	<p>・ファミリー・サポート・センター事業の特徴は、社会制度の整備による需要の変化に対して、支援の在り方を柔軟に、また切な要望に応えることができると考えている。今後も現制度で対応しきれない、きめ細やかな支援を柔軟に進めてほしいと考える。</p>

区分	NO	事業名	事業概要	担当課	R6年度計画値	令和3年度					
						計画値	実績	評価	特記事項	委員意見	
第6章 母子保健計画の 推進 計画書P119 ～	(1)	不妊治療費助成	不妊に悩む夫婦の経済的負担及び精神的負担の軽減を図るため、特定不妊治療（体外受精、顕微授精）に要した費用の一部を助成する。また、不妊及び不妊治療に関する相談対応を行う。	健康づくり推進課	【申請実件数 (申請延件数)】 実90件 (延130件)	実90件 (延130件)	164件 (100件)	A  S (182%)	<b>〈実績〉</b> すべての利用希望者に対して助成を行った。 <b>〈計画値〉</b> ・助成件数は昨年よりも増加し、計画値を大きく上回った。 ・引き続き、助成事業の周知を図る。	<b>【不妊治療費助成、不育治療費助成事業】</b> ・不妊に悩み治療を受ける夫婦が、身の回りも含めて想像以上に多いことに驚く。子どもを望む若い夫婦にとって、治療が保険適応になることは経済的にも精神的にも大きな助けになると思う。悩み相談も含め、手厚い支援を更に進めてほしい。	
	(2)	不育症治療費助成	不育症に悩む夫婦の経済的及び精神的負担軽減を図る。保険外医療を行った不育症検査及び治療に要した費用から、1回の検査及び治療につき、50,000円を限度とし、年度あたり1回、助成回数の制限なしで助成する。また、不育症及び不育症治療に関する相談対応を行う。		【申請実件数】 5件	5件	6件	A  S (120%)	<b>〈実績〉</b> すべての利用希望者に対して助成を行った。 <b>〈計画値〉</b> ・助成件数は2年連続で計画値を上回った。 ・引き続き、助成事業の周知を図る。		
	(3)	産後ケア	出産後1年未満の支援者がいない、育児不安のある方を対象に、医療機関や助産所で、宿泊、日帰り、訪問による心身のケアなどを行う。		【利用実件数】 30件	15件	10件	A  C (66.7%)	<b>〈実績〉</b> すべての利用希望者が利用できる体制を整えていた。 <b>〈計画値〉</b> ・妊娠中から産後の支援者の有無について把握し、不安のある方には利用を勧奨していく。 ・出産後、本人の希望があればすぐに利用できるように、その都度医療機関等と連絡・連携を図る。		・「こんにちは赤ちゃん事業」で訪問する中で、親子の状況に対する気づき、フォローアップ体制をとることが、早期の対応につなげるファクターだと思う。養育支援訪問事業とともに、親子をしっかりと見守っていく体制を更に整えていきたいと考える。
	(4)	乳児健康診査 第1回（3～6か月） 【医療機関健診】	生後1歳未満までの乳児に健康診査を実施し、乳児の健康増進を図る。前期（生後3～6か月）、後期（生後9～11か月）の各1回を県内の医療機関に委託して行う。		【受診率(%)】 95%	92.0%	95.6%	A  S (103.9%)	<b>〈実績〉</b> すべての利用希望者が健診を受診できる体制を整えていた。 <b>〈計画値〉</b> ・早産や低出生児等が増えており、病院管理での定期健診から、受診率への影響がみられる。未受診者に虐待リスク者が含まれていることが想定されるため、未受診者に対する受診勧奨及び受診状況の把握に努める。		・とても高い受診率で乳児の健康診査を実施できていることを高く評価する。問題は自己評価にもある通り、5～6%の未受診者への対応だと思う。今後も未受診者の把握、受診対策をしっかりと進めてほしい。
	(5)	乳児健康診査 第2回（9～11か月） 【医療機関健診】			【受診率(%)】 80%	78.5%	89.6%	A  S (114.1%)			
	(6)	幼児健康診査 1歳6か月児健康診査 【集団健診】	幼児初期の健康診査の実施により、運動機能、精神発達、視聴覚障害等の異常の発見、早期療育を図る。また、基本的な生活習慣の自立、虫歯予防、幼児の栄養について適切な保健指導や母親の育児支援を行う。		【受診率(%)】 98%	98.0%	94.8%	A  A (96.7%)	<b>〈実績〉</b> ・感染症対策を徹底しながら、すべての利用希望者が健診を受診できる体制を整えていた。 <b>〈計画値〉</b> ・共働き世帯等への休日健診の勧奨や保育園等と連携し、未受診者の全数把握に努めている。児童虐待防止の視点からも、引き続き、未受診者対策を図る。		
	(7)	幼児健康診査 3歳児健康診査 【集団健診】	幼児期において身体発達及び精神発達の面から最も重要な時期である3歳児に対して、医師・歯科医師等による健康診査及び視聴覚、尿検査を実施する。また保健師等による個別指導や母親の育児支援を行う。		【受診率(%)】 98.5%	98.5%	95.2%	A  A (96.6%)			
	(8)	予防接種 4種混合	百日咳・ジフテリア・破傷風・ポリオ（4種混合）のうち、特に乳児が罹患すると重症化しやすい百日咳を防ぐため、生後3か月から接種を行う。		【接種率(%)】 98%	98.0%	94.9%	A  A (96.8%)	<b>〈実績〉</b> すべての利用希望者が接種できる体制を整えていた。新型コロナウイルス感染症拡大に伴うまん延防止等重点措置があったためか、計画値より接種率が低かった。 <b>〈計画値〉</b> 赤ちゃん訪問や1歳6か月児健康診査時に接種の勧奨を図る。また、接種忘れを防ぐために、ひたち母子手帳アプリの利用を勧奨していく。		
	(9)	予防接種 麻疹風しん（1期）	はしかと風しんを予防するために、1歳から2歳に至る幼児を対象に接種を行う。		【接種率(%)】 95%	95.0%	91.1%	A  A (95.8%)			

区分	NO	事業名	事業概要	担当課	R6年度計画値	令和3年度				
						計画値	実績	評価	特記事項	委員意見
	(10)	乳児1か月健康診査	疾病を早期に発見し治療につなげるとともに、産後早期から母子への支援を実施するため、生後1か月の健康診査を実施する。		受診率  90.0%	90.0%	91.6%	A  S (101.8%)	<p>〈実績〉 すべての該当者に対応できる体制を整えるよう努めた。</p> <p>〈計画値〉 出生届の際に受診票を配布し、事業の周知を図っていく。</p>	
	(11)	幼児健康診査等事後指導（のびっこくらぶ）	1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、幼児の家庭訪問等の結果から事後指導が必要な子と保護者を対象に、小集団の中での遊びやふれあいを通し、子どもの身体、精神、言語、情緒行動面の成長・発達を促すよう、保護者に子どもとの関わり方を指導、助言する。		【実施回数(回) (延参加者数(人))】 66回 (400人)	66回 (400人)	57回 (291人)	A  A (86.4%)	<p>〈実績〉 すべての該当者に対応できる体制を整えていたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、緊急事態宣言が出されていた期間の9回を中止した。10月以降の宣言解除後は計画通り、感染対策を講じて実施した。</p> <p>〈計画値〉 子どもとの関わり方に不安を抱く保護者が多いことから、親子にとって適切な時期に利用できるよう体制を整えていく。</p>	
	(12)	幼児健康診査等事後指導（のびのび相談）	幼児期の不安について希望により保育相談、発達相談を行う。		【実施回数(回) (相談案件数(件))】 22回 (125件)	22回 (125件)	22回 (123件)	A  A (100%)	<p>〈実績〉 すべての該当者に対応できるよう、感染対策を講じて対応できた。</p> <p>〈計画値〉 相談希望者が増えており、親子にとって適切な時期に利用できるよう、体制を整えていく。</p>	
	(13)	幼児健康診査等事後指導（発達相談支援）	乳幼児の健康診査及び相談、医療機関、訪問等から発見された問題のある子どもに対して、小児神経専門医の診察及び指導により障害の早期発見に努めるとともに、必要により療育につなげる。	健康づくり推進課	【実施回数(回) (相談案件数(件))】 6回 (24件)	6回 (24件)	6回 (16件)	A  A (100%)	<p>〈実績〉 すべての該当者に対応できるよう、感染対策を講じて対応できた。</p> <p>〈計画値〉 日立保健所にて小児神経科医の診察を受けられる機会である。引き続き、関係課所、療育機関とも連携をとり、支援をしていく。</p>	・ここに繋がった親の対応に関しては、医療、療育、保育に繋がって、非常に連携を持ちやすいという実感がある。
	(14)	妊婦訪問			【延訪問回数(回)】 30回	30回	19回	A  C (63.3%)	<p>〈実績〉 すべての該当者に対応できる体制を整え、実施できた。新型コロナウイルス感染症の影響で、訪問ではなく電話や面接等で対応した。対象者の状況に合わせ、福祉部門とも連携し、実施できた。</p> <p>〈計画値〉 若年妊婦、精神疾患がある妊婦、社会的背景にリスクがある妊婦等、産科医療機関と連携をとりながら対応する妊婦が増えている。</p>	
	(15)	幼児訪問	保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士が訪問による個別支援を行う。		【延訪問回数(回)】 210回	210回	517回	A  S (246.2%)	<p>〈実績〉 すべての該当者に対応できる体制を整えていた。</p> <p>〈計画値〉 家庭訪問に加えて、5歳児健診対象者に対する幼稚園・保育園への個別訪問を行い支援を行うことができた。</p>	

区分	NO	事業名	事業概要	担当課	R6年度計画値	令和3年度					
						計画値	実績	評価	特記事項	委員意見	
	(16)	いのちの教育 小学校	思春期の子を対象に乳幼児とのふれあいや育児体験等の機会を通じて自他の生命を尊ぶ気持ちを育て家族の姿を認識できるよう支援する。また、思春期の子を持つ親等を対象に健康教育を実施し、思春期の現状や対応の仕方についての知識を普及する。	健康づくり推進課	【小学校(校)】 25校	25校	0校	A  D (0%)	<p>〈実績〉 市内全校で実施できる体制を整えていたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、親子での参加や体験学習が難しいと判断し、全校中止となった。中止の代替として、教育内容をまとめたリーフレットを対象学年に配布した。</p> <p>〈計画値〉 今後は新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえながら、再開を検討する。</p>	<p>【いのちの教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現場では、様々な場面で命を大切にするための教育を実施している。学校側で、コロナの影響により行われなかった授業をそのままにするということではなく、できることをそれぞれの学校で実施していると聞いている。昨年行われていなかったのであれば、学校としても、何らかの形で実施していくものと思う。</li> </ul> <p>【いのちの教育、ライフプラン教育、食育推進事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>コロナ禍の中で、教育現場での教科以外の教育の在り方が問われる結果となったように感じる。生きることの基本を学ぶ機会が一番に外れてしまうのが現状なのだと感じた。教育現場はもちろんのこと、日常の中で、地域社会の中で子どもたちが等しく学ぶ機会を備える必要があると思う。機を逸することなく子どもたちに学ぶ場を提供していけるよう方策を考えたい。</li> </ul>	
	(17)	いのちの教育 中学校			【中学校(校)】 17校	17校	12校	A  B (70.6%)	<p>〈実績〉 新型コロナウイルス感染症の拡大により、対面ではなくオンライン講話に内容を変更し、市内全校で実施できる体制を整えていた。その上で、講話を希望した中学校へ実施した。また、オンライン講話の実施の有無に関わらず、教育内容をまとめたリーフレットを全校の対象学年に配布した。</p> <p>〈計画値〉 今後は新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえつつ、継続した教育の実施に努める。</p>		
	(18)	ライフプラン教育 高等学校			【高校(校)】 9校	9校	7校	A  B (77.8%)	<p>〈実績〉 市内全校で実施できる体制を整えていたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により実施を希望しない高校があった。実施校へは対面もしくはオンラインでの講話を実施した。</p> <p>〈計画値〉 新型コロナウイルス感染症の感染予防策を講じながら、高校生への正しい知識の普及啓発、望まない妊娠の防止に努める。</p>		
	(19)	食育推進事業			小学生・中学生の健全な発育を目指して望ましい食生活をすすめる支援をする。	【実施回数(回)】 10回	10回	1回	A  D (10%)		<p>〈実績〉 希望があれば実施できる体制を整えていた。令和3年度は、市内高校からの依頼があった。小中学校からの依頼については、新型コロナウイルス感染症拡大により中止となった。</p> <p>〈計画値〉 小中学校に対して出前講座を実施している。小学校では、親子学習会において隔年で依頼されることが定例化している。今後は、新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえながら、小中学校へ教室内容について周知する。</p>
	(20)	歯と口の健康教育			市内の中学生を対象に歯周病についての基礎的な知識と喫煙の害について正しい知識の普及を図る。	【実施回数(回)】 15回	15回	16回	A  S (106.7%)		<p>〈実績〉 市内全校で実施できる体制を整えていた。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により中止となったため、令和2年度の対象者も実施した。</p> <p>〈計画値〉 全公立中学校に茨城キリスト教学園中学校、日立一高付属中学校を加えた17校で実施することを計画したが、中里中学校、茨城キリスト教学園中学校、平沢中学校は1回につき全校生徒を対象としているため3年に1回の実施となっている。</p>
(21)	がん予防・生活習慣病予防教育	がん予防・生活習慣病を予防するための講話を実施する。	【実施回数(回)】 5回	3回	0回	A  D (0%)	<p>〈実績〉 希望があれば実施できる体制を整えているが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の流行等も影響し、学校からの依頼はなかった。</p> <p>〈計画値〉 がん教育が平成30年度から強化されたことを踏まえ、今後の学校からの依頼時の対応に努める。</p>				